

## 沼田利根医師会役員選挙規定

### (適用範囲)

第1条 本規定は定款に基づいて制定する。

### (選挙の時期)

第2条 役員選挙は原則として隔年の定時総会に於いて行う。  
2. 役員欠員に伴う補欠選挙は総会で行うことができる。

### (選挙権)

第3条 選挙を行う医師会総会に出席しているA・B会員は選挙権を有する。但し当該総会までにA会員にあつては1年、B会員にあつては2年、引き続き沼田利根医師会会員であることを要する。

### (被選挙権)

第4条 被選挙権は、A会員にあつては当該選挙日までに引き続き2年A会員の経歴を有し、B会員にあつては当該選挙日までに引き続き4年B会員の経歴を有すること。

### (選挙管理委員会)

第5条 本会は選挙管理委員会（以下委員会という）を設置し、選挙に関する一切を管理運営する。  
2. 委員の定数は3名、任期は2年とし、隔年1月に会長が委嘱する。委員長は互選とする。  
3. 委員が役員候補者となった時は委員を辞任し、会長はこれを補充する。

### (選挙の公示)

第6条 会長は選挙の執行を委員会に通告し、委員会は選挙に関する日程を文章をもって会員に公示する。

### (候補者)

第7条 役員候補者の種別は、会長、副会長、理事及び監事とする。  
2. 役員立候補者（以下候補者という）は、委員会の定めた期日以内に、一定の様式により、役職名を記載して委員会に届け出るものとする。  
3. 会員が他の会員を候補者に推薦するときは、1名以上の署名に本人の同意書を添えて、別に定められた様式により、役職名を記載して委員会に届け出るものとする。

### (候補者の公開)

第8条 委員会は候補者を随時公開する。

(候補者の公示)

第9条 委員会候補者を公示する。

2. 投票会場には候補者一覧表を掲示する。

(立候補者の取り消し)

第10条 立候補者たることを取り消そうとするときは、委員会の定める日までに、届け出なければならない。

(投票)

第11条 役員選挙は投票によって決する。

2. 投票は、所定の用紙を用い、各選挙につき、無記名、1人1枚とする。代理投票は認めない。
3. 選挙の順序は、会長、副会長、理事、監事とする。
4. 選挙は、会長、副会長は単記、理事は7名連記、監事は2名連記とする。

(当選者の決定)

第12条 投票の多数を得た者を当選者とする。

2. 会長、副会長選挙については、投票の過半数を得なければ当選を決定せず、上位2名を候補者として再び投票を行う。
3. 投票数が同じ時は会員歴の長い者を当選とする。
4. 当選者は特別の事情のない限り辞退できないものとする

(無効票)

第13条 次の投票は無効とする。

所定の用紙を用いないもの。

(当選者の発表)

第14条 選挙管理委員会は、各役員選挙の投票ごとに当選者を決定し、

その氏名を確認した後議長に報告する。

議長はその決定を総会席上で発表する。

(付則)

この規定は平成2年5月17日から施行する。

平成4年3月21日改正